

第109号議案

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 16 日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

市長、副市長及び常勤監査委員の期末手当について、所要の改正を行うもので
あります。

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第1条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(その他の給与) 第3条 省 略 2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の247.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。	(その他の給与) 第3条 省 略 2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の242.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

第2条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(その他の給与) 第3条 省 略 2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>	(その他の給与) 第3条 省 略 2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の</u>

245を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

247. 5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて令和7年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。